

# 告示

## 埼玉県告示第八百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 七号	株式会 社建 築構 造セ ンタ ー	指定構 造計 算適 合性 判定 機 関の 名称	変更事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			構造計 算適 合性 判 定の 業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地	本社 東 京都 新宿 区新 宿一 丁目 八番 一号	本社 東 京都 新宿 区新 宿一 丁目 八番 一号	平成三 十年 七月 三十 日
				埼玉事 務所 埼玉 県さい たま 市浦 和高 砂二 丁目 二番 三号	群馬事 務所 群馬 県高 崎市 八島 町二 百六 十二 番地	
				福島事 務所 福島 県郡 山市 中町 十一 番五 号	福島事 務所 福島 県郡 山市 中町 十一 番五 号	
				東北事 務所 宮城 県仙 台市 青葉 区本 町二 丁目 十番 二十 八号	東北事 務所 宮城 県仙 台市 青葉 区本 町二 丁目 十番 二十 八号	
				埼玉事 務所	埼玉事 務所	



---

---

---

丁目三番十九号

中原町六番地

広島事務所

岡山事務所

広島県広島市

岡山県岡山市

中区八丁堀十

北区内山下一

五番六号

丁目三番十九号

香川事務所

広島事務所

香川県高松市

広島県広島市

亀井町二番地

中区八丁堀十

一

五番六号

愛媛事務所

香川事務所

愛媛県松山市

香川県高松市

三番町七丁目

亀井町二番地

十三番十三号

一

福岡事務所

愛媛事務所

福岡県福岡市

愛媛県松山市

博多区御供所

三番町七丁目

町一番一号

十三番十三号

佐賀事務所

福岡事務所

佐賀県佐賀市

福岡県福岡市

駅前中央一丁

博多区御供所

目九番三十八

町一番一号

号

佐賀事務所

長崎事務所

佐賀県佐賀市

長崎県長崎市

駅前中央一丁

万才町三番四

目九番三十八

号

号

